

2023年10月13日

国土交通省 国土技術政策総合研究所
所長 佐々木 隆 殿

国土交通労働組合 建設研究機関支部
国土技術政策総合研究所分会
執行委員長 番 場 正

研究支援事務体制等に関する要求書

国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）当局は2023年9月6日、「【依頼9.19】総務管理官室業務見直し作業について（統一分担表、担当マニュアル）」とし、国総研における、研究支援事務体制の「見直し」について、9月19日までを期限として、いわゆる「意見出し」をするよう、総務管理官室職員等（旭庁舎及び立原庁舎常勤職員）並びに各研究部等付非常勤職員宛て、メールで連絡してきました。

その後、私たちからの「指摘」や各研究部・センター長はじめ、各研究部等付非常勤職員からの業務負担となる可能性に関して大きな「不安」が生じている窮状の「声」を無視できず、9月14日付メールにて「【一部作業取消し】総務管理官室業務見直し作業について」とし、9月19日までを期限としていた「意見出し」と、年度途中での業務変更による再編体制への移行はいったん、「中止」としてきました。

しかしその一方で、旭庁舎においては10月2日、「総務管理官室（旭）職員の在籍場所の移動について」とし、今回の再編（案）に伴う「3Fへの移動」・集約化に関する意義・目的さえ不明確のまま、所長・幹部をはじめ全職員に対して一方的に周知するとともに、実質的な「業務命令」により、「3F総務管理官室への移動」自体は当初予定どおり、強行しています。

そもそも、体制・組織を変更する際は、メリットがデメリットよりも大きいと思われるからこそ行うのであって、体制変更前に、客観的にもデメリットが多いことが業務上、明らかであるにもかかわらず「強行」することは通常あり得ず、とりわけ、当該事務担当者にとって納得などいかならないことは至極、当然のことと言えます。

以上の状況と理由により、私たちは、前回再編時（2014（H26）年）の事務体制（「横断的事務処理」中心）が結果的に破たん・失敗したにもかかわらず、その反省と総括も不明確なままで、今回のような、ズサンで拙速に過ぎ、関係資料も粗雑で不十分、そして何よりも、雇用をはじめとして不安定で弱い立場にある非常勤職員に業務負担によるシワ寄せを行うとともに、いたずらに不安を煽り、労働強化を強いるような当局の横暴・強行なやり方には断固反対します。

貴職におかれては、早急に団体交渉を開催し、誠意ある回答を行うとともに、国総研職員の使用責任者として、下記要求事項の実現にむけて、最大限努力するよう強く要求します。

言己

I. 基本要件

1. 前回再編時の総括と本来あるべき事務体制について

当時9年前（2014（H26）年）に実施した、おもに「横断的事務処理」体制を中心とした研究支援事務体制の再編がなぜ、完全に失敗したのか、当局としての基本見解を明らかとすること。

そのうえで「反省」を含む総括をふまえ、本来の研究支援事務体制はどうあるべきか。あるいはどういう体制ややり方が適切か、当局としての基本的な考え方を明らかとすること。

2. 今回再編（案）に関する責任

今回再編（案）について、国総研分会が先日、実施したアンケート調査によれば、総務管理官室常勤職員及び部付等非常勤職員全員（13名）が不安（不満）があると回答している。

このことから、仮に各研究部・センター長はじめ研究部等の研究者から批判等が出された場合は、当局として全責任を持って対応するとともに、事務担当者（とりわけ、総務管理官室常勤職員と部付等非常勤職員）にはその責任を一切、転嫁させないこと。

3. 分会が考える研究支援事務体制、その他

① 旭庁舎については原則、各研究部事務係へ戻すこと。

仮に、政府による定員削減などにより、事務係「復活」設置が困難であれば、今すぐにも総務管理官室（立原庁舎除く）を解体・廃止のうえ、総務部・企画部の必要な各課室係に直接、旧総務管理官室常勤職員を各々、配置し、業務の円滑化・効率化に資すること。

また、こうした措置も不可能あるいは困難であれば、少なくとも現状の事務体制を変更せず、各研究部・センター毎に直接、常勤職員を配置し、事務を行う体制とすること。

さらには、今回再編（案）に固執するのであれば、各研究部等付非常勤職員を適宜、増員すること。

② 立原庁舎については当面、2023年3月までの事務体制（事務係、管理係、会計係）に戻すこと。

③ 旭庁舎における研究支援事務の業務内容とやり方を含む平準化・統一化については、いわゆる関係書類等の回し方を含めて、積極的に実施すること。

その際、総務管理官室常勤職員と各研究部等付非常勤職員（各研究室非常勤職員含む）とで具体的に各々、「誰が／何を／どこまで／どのように」行うのか、業務内容・分担と本来果たすべき責任とあわせて明確に区分すること。

あわせて、部付等非常勤職員と研究室非常勤職員間で業務量が著しく違いが出ないよう公平に区分するとともに、どちらかが一方的に労働強化とならないよう、最大限配慮すること。

そのうえで、例えば超過勤務のような、給与・手当の支給等に直結するような業務については部付等非常勤職員（各研究室非常勤職員含む）ではなく、少なくとも常勤職員が直接担当すること。

④ これまでの業務内容とその責任において、非常勤職員はあくまで事務補助であることをふまれば、今回の大幅な再編（案）は、部付等非常勤職員にかかる負担が明らかに過重であることから、「均等・均衡待遇」及び「同一労働・同一賃金」の原則から著しく逸脱していると考えており、事の真偽を含めて、当局として明確な説明を行うこと。

⑤ 研究部等（一部総務部・企画部各課室含む）において必要である、おもに下記のような物品購入については、少なくとも希望があった場合には適宜、認めること。

- ・金庫（遺児育英資金や親睦会・お茶代など、どうしても一時的に現金預かりの必要有）
- ・扇風機・冷風機やストーブ等（冷暖房が本格稼働するまで、当面の措置の一環として）

II. 当面する要求

1. 説明会に関する要求

① 今回の研究支援事務体制再編（案）に関する説明会を早急に開催すること。

その際、おもに次のような順番及び対象者とすることを基本として、開催すること。

- ① 各研究部・センター長以下、関係する研究者すべてを対象

↓

- ② 各研究部・センター付及び各研究室の非常勤職員及び総務管理官室（旭）常勤職員（非常勤職員のみを参加対象とせず、必ず常勤職員を同席させること。）

- ② 説明会では、説明会以外で出された質問・意見等を含めて真摯に対応し、理解と納得、そして合意が得られるよう最大限、丁寧な説明を行うこと。

とりわけ、各研究部・センター付及び各研究室の非常勤職員に対し、当局として誠心誠意をもって丁寧に対応するとともに、今回の再編（案）に関する不安や不満を払しょくすること。

2. 今回再編の移行に関する要求

- ① 「先にスケジュールありき」の強行的な姿勢を抜本的に改めるとともに、各研究部・センターの実状をふまえつつ、再編（案）に基づく新たな事務体制への移行について、今年度末（2024（R6）年）3月までにタイムリミットを設けるなど、短期間での拙速かつ強引なやり方はいったん中止すること。

そのうえで、状況によっては数年程度の一定期間、時間をかけつつ、当該関係職員（総務管理官室常勤職員及び部付等非常勤職員）をはじめ、各研究部・センターあるいは各研究室研究者の理解と納得、そして合意を得つつ段階的にすすめながら、事務体制を含めた再編（案）については十分、慎重に検討すること。

- ② 総務管理官室（旭庁舎）常勤職員については、10月1日より3Fへ移動させられているが、そもそもなぜ無理矢理、研究部から3Fへ移動・集約化しなければならないのか、その意義・目的について具体的に明らかとすること。

また、前回再編時（2014（H26）年）の研究支援事務体制がなぜ破たん・失敗したのか、当局として、その反省を含めた総括はどうなっているのか明らかとすること。

そのうえで、一度破たん・失敗した「3Fへの集約化」をすることのメリット・デメリットについて各々、具体的に明らかとすること。

- ③ 10月2日付メールにおいて、業務内容並びに体制の変更について、今年度末にむけて「3Fに移動・在籍することによる課題解決及び業務の効率化を図り」ながら「総務管理官室（常勤）職員と研究部・センター在席の期間業務職員等との業務分担の見直し」を図るとしているが、研究部・センターの研究者全体、部付等非常勤職員（各研究室非常勤職員含む）及び総務管理官室常勤職員からの意見等を十分に取り入れながら「見直し」検討すること。

あわせて、検討結果（再編案）に伴う業務内容・体制の再編内容についてはまず、各研究部長・センター長に直接、丁寧に説明するとともに、各研究部等内に的確に周知すること。そのうえで、部付等非常勤職員に対しては各所属研究部長・センター長から、研究室非常勤職員に対しては各研究室長から各々、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

- ④ 総務管理官室（旭庁舎）常勤職員が各研究部・センターから3Fへ移動・集約化された場合、軽微な質問を含めて、研究者との直接的なやり取り・対応が不可あるいは困難となることが推察される。

また、本省においては現在、勤務時間管理システムが試行されているが、国総研を含む下部機関への導入・試行の時期等については不明となっている。

このことをふまえ、当面、出勤簿（休暇簿など含む）を含む勤務時間管理全体についてはどうするのか、具体的に明らかとすること。

- ④ 総務管理官室（旭庁舎）常勤職員間における諸連絡や意思疎通については当面、月1回程度を目途に打合せを行うこと。また必要に応じて適宜、開催すること。

3. 再編（案）に伴う業務負荷・労働強化反対他

- ① 今回の再編（案）に関して、総務管理官室業務分担表（案）（9月6日発出メール）によれば、これまでおもに総務管理官室常勤職員が直接（研究部等によっては一部間接的）担当していた業務について、部付等非常勤職員（または研究室非常勤職員）に担当が変更されていることから、各研究部付等並びに各研究室非常勤職員への業務負荷・労働強化は絶対しないこと。
- ② 仮にこれまでの事務体制と比べて、たとえ一部であっても業務に変更が生ずる場合は民間でいうところの労働契約法の変更に相当し、使用者（当局）は該当者に対して一定に説明しなければならない義務を負うこととなる。

このことをふまえ、一部を含めて業務変更により業務負荷となる場合を含めて明らかに労働条件の変更にあたることから、労働基準法第15条（労働条件の明示）及び労働契約法第8条（労働契約の内容の変更）並びに第9条（就業規則による労働契約の内容の変更）に準じて、前述の説明会などを通じ、当局として責任をもって、各研究部付等並びに各研究室非常勤職員に対し、納得と合意が得られるよう、真摯で丁寧な説明を行うこと。
- ② 当面、総務管理官室業務分担表（案）において、「作業分担（メインの担当◎）」欄のうち、「研究部（研究室）非常勤職員」欄については各々、各研究部等及び各研究室毎に各々、明確に分けて記載すること。
- ③ 今回の再編（案）を含めて、新たな担当業務の指示に対する異論や意見、質問をした職員（非常勤職員含む）に対し、雇用・採用をはじめ、人事評価を含めて勤務評定上の差別やあらゆる報復行為などは絶対に行わないこと。

4. 担当マニュアル（案）、その他

- ① 「担当マニュアル（案）」（総務部・企画部関係課室係）については、各研究部等の引継書などの寄せ集めに過ぎず、しかも間違いの多いつくりのまま配布しており、あまりにもアバウトに過ぎる。

このことから、各研究部等職員（非常勤職員含む）の意見等をふまえつつ、各研究部等における実状をふまえた必要な整備・編集を進めるとともに、総務部・企画部担当者の意向に偏った作り方を抜本的に改めること。

また、担当マニュアルについては、旭庁舎と立原庁舎毎に各々、分けて作成すること。
- ② 総務部各課室あるいは担当などの業務分野毎（勤務時間管理や文書作成・管理、旅費請求、契約措置請求や物品購入・管理など）に必要な「業務講習会」（仮称）を各々、開催し、基本的な知識を習熟・習得させること。

とりわけ、採用年次（月）がまちまちとなっている部付等非常勤職員は必修とさせるとともに、必要に応じて複数回開催し、講習未修了者をなくすこと。

以上